

《判例研究》

自賠法 16 条 1 項の遅延損害金の 起算日が争点とされた事案

(平成 31・1・16 東京高裁第 11 民事部判決, 平成 30 年(ネ)
第 4499 号, 保険金請求控訴事件, 金判 1566 号 21 頁)

山下典孝

【事実の概要】

本件は、自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という)16条1項請求と労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という)12条の4第1項に基づく国の代位請求とが競合する場合に自賠法16条1項請求が優先すること、訴訟上の被害者請求における自賠法16条の9第1項の必要な期間に関してはじめて判断を行った最1小判平成30年9月27日民集72巻4号432頁¹⁾(以下「平成30年最判」という)の破棄差戻審である。

訴外Aが運転する普通乗用自動車(以下「A車」という)が、中央線を超え、反対車線を走行していたX(第1審原告、差戻前控訴審控訴人兼被控訴人、上告人兼被上告人、差戻審控訴人)運転の株式会社P(以下「P社」

1) 本件については、浅井弘章「判批」銀行法務21第835号67頁(2018年)、松田真治「判批」ひろば71巻12号53頁(2018年)、土岐孝宏「判批」法セ768号127頁(2018年)、同「判批」法教463号134頁(2019年)、植草桂子「自賠法16条の9の解釈をめぐる諸問題——最高裁平成30年9月27日判決を中心として——」保険学雑誌643号93頁(2018年)、柗木野一紀「【時言】第三者行為災害における被害者と政府の16条請求の調整」労経速2364号2頁(2019年)、加藤新太郎「判批」NBL1143号103頁(2019年)、山下典孝「判批」法セ増(新判例解説 Watch)24号129頁(2019年)、根本尚徳「判批」ジュリ1531号75頁(2019年)、甘利公人「判批」ジュリ1531号109頁(2019年)、高智久「判批」共済と保険2019年6月号21頁がある。

自賠法 16 条 1 項の遅延損害金の起算日が争点とされた事案(山下)

という。)所有の中型貨物自動車(以下「Xトラック」という。)に正面衝突した(以下「本件事故」という。)。本件事故当時、XはP社のトラック乗務員として食料品等を運搬していた。

Xは甲病院に救急搬送され、その後、乙病院に、左肩腱板断裂、右膝打撲、骨盤打撲、頸椎捻挫の傷病名で通院した。

Aには、進路前方を注意しながら中央線を超えないように走行し、反対車線を走行する自動車等に衝突しないようにすべき自動車運転上の注意義務を怠った過失がある。Aは、A車について、Y損害保険株式会社(第1審被告、差戻前控訴審被控訴人兼控訴人、被上告人兼上告人、差戻審被控訴人、以下「Y社」という。)との間で自動車損害賠償責任保険契約(以下「自賠責保険契約」という。)を締結していた。なお、Aは本件事故により死亡し、その相続人らは相続を放棄した。また、Aは、A車について、任意の自動車責任保険契約を締結していなかった。

労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)において、本件事故は第三者行為による業務災害であると認められ、Xに対し、労災給付(合計約908万円)がなされ、労災保険法12条の4第1項に基づき国は、本件事故によるXがY社に対する自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という。)16条1項請求権を保険給付の範囲で代位取得した。

Xは、平成27年2月12日、本件訴訟(当初は元本581万円のみ請求であった。)を提起した。Xは、自賠法16条1項に基づく被害者請求の手続を経ずに本件訴訟を提起し、訴提起前にY社との交渉はなかった。事故状況や損害等に関する証拠として訴状に添付されたのは、交通事故証明書、甲病院医師作成の実通院治療日が記載された診断書及び後遺障害診断書並びに労災保険金(給付基礎日額を1万6495円とする休業補償給付合計410万7255円及び総額498万1490円の障害補償一時金)の支給決定通知のみであり、事故態様や治療・検査の具体的内容は明らかでなかった。

Xの文書送付嘱託申立てにより、本件事故の刑事事件記録(実況見分調書等)が平成27年3月19日に、本件事故についてのXの労災関係資料が

同年5月20日に、Xの医療記録のうち甲病院分が同年7月22日に、乙病院分が同月24日に、それぞれ第1審裁判所に到着した。Y社は、上記各送付文書の全部を文書到着後速やかに謄写し、専門家に検討を依頼した。Y社は、謄写文書のうち必要と認める部分(主に医療記録)を、書証として提出した。

Xは、平成27年12月3日、遅延損害金(訴状送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合)の請求を追加する旨の訴えの変更を申し立てた。

Y社から依頼を受けた医師は、平成28年2月23日付けでXの症状等に関する意見書(乙5)をまとめた。Y社は、この意見書を平成28年3月3日の第7回弁論準備手続期日において証拠提出するとともに、これを踏まえた主張の補充をした。意見書(乙5)は、それまでに当事者双方から提出された資料等(第1審原告の医療記録〔乙1, 2〕を含む。)を整形外科専門医が分析・検討したものである。上記意見書の結論は、①症状固定日を平成26年10月31とすることは妥当である、②Xは、受傷後4か月(平成26年1月)以降は就労不能状態を脱していた可能性が高い、③本件事故と左肩関節及び頸部の症状との因果関係は認められるが、右肩関節の症状との因果関係は認め難い、また、左肩関節の症状については肩関節変性の既往症が素因(寄与度2~3割)として影響している可能性が高い、④後遺障害診断書によれば左肩関節の症状は後遺障害等級10級10号に該当するが、いったん12級程度に回復した時期もあるという症状経過に照らし、本件事故による後遺障害としては12級6号程度を超える障害の程度の重い等級に該当すると評価することは医学的に疑問である、また、右肩関節及び頸部の症状は後遺障害には該当しないというものであった。

本件訴訟における主な争点は、(1)Xの後遺障害の有無及び程度(Xは併合10級、Y社は後遺障害なしと主張)、(2)休業損害(就労不能期間の争いを含む。)及び逸失利益額等の損害算定(素因減額を含む。)、(3)労災保険給付により政府が代位取得した被害者請求権と第1審原告の被害者請求権の優劣、(4)遅延損害金の起算日であった。なお、本件事故の発生に

自賠法 16 条 1 項の遅延損害金の起算日が争点とされた事案（山下）

ついて X にも過失があるという主張はされなかった。

第 1 審（東京地判平成 28 年 8 月 29 日民集 72 卷 4 号 452 頁，交民集 49 卷 4 号 1035 頁，自保ジャーナル 1992 号 40 頁，金判 1555 号 19 頁）は，争点（1）について，「X の後遺障害等級は併合 12 級に該当する」と判断した。争点（2）について，「労災保険給付によって自賠責保険金額の損害のてん補を受けたとしても，加害者に対し賠償を求めることができる損害額の全てがてん補されていないならば，被害者が政府に優先して自賠責保険の保険会社に損害賠償額の支払を求めることができるというべきである。」として Y の主張を退けた。争点（3）について，「訴訟上の被害者請求では，裁判所が，支払基準によることなく，当事者の主張立証に基づき，個別的な事案ごとの損害賠償額を算定するのであるから（最高裁平成 17 年（受）第 1628 号同 18 年 3 月 30 日第一小法廷判決・民集 60 卷 3 号 11242 頁），当該請求を受けた保険会社は，被害者請求訴訟の判決が確定しなければ，支払うべき損害賠償額を確認することができないことになる。」として「本判決が確定するまで被害者請求の履行期は到来せず，被告は遅滞の責任を負わないというべきであり，遅延損害金の起算日は，本判決確定の日である。」と判示した。

差戻前控訴審（東京高判平成 28 年 12 月 22 日民集 72 卷 4 号 467 頁，自保ジャーナル 1992 号 40 頁，金判 1555 号 16 頁）は，争点（1）について，X の後遺障害等級 12 級 6 号に該当し，争点（2）に関連して，X は Y 社に対し合計 344 万円を請求でき，争点（3）について，自賠法 16 条 1 項請求の優先を認め，争点（4）として，遅延損害金の起算点は，保険会社が訴訟を遅滞させるなどの特段の事情がない限り，判決確定日，とした。

上告審である平成 30 年最判は，自賠法 16 条の 9 第 1 項の趣旨は，民法 412 条 3 項の特則として，支払請求があった後，所要の調査に必要な期間が経過するまでは，その支払債務は遅滞に陥らないものとし，他方で，その調査によって確認すべき対象を最小限にとどめて，迅速な支払の要請にも配慮したものと解した上で，同項所定の「必要な期間」とは，保険会社

において、被害者の損害賠償額の支払請求に係る事故及び当該損害賠償額の確認に要する調査をするために必要とされる合理的な期間をいうと解すべきであるとして、自賠法16条の3所定の判断基準に従って判断されることは、訴訟上の請求の場合でも同様であるとし、遅延損害金の支払請求を棄却した部分を破棄し、同部分につき東京高等裁判所に差し戻した。

差戻控訴審では、Xは、第1審においてXに係る医療記録等に係る文書送付嘱託の申立てを行い、上記医療記録等は、平成27年7月24日までに裁判所に到着し、これにより、Y社は、上記医療記録等を閲覧謄写して、Xの傷害の状態、後遺障害の有無・程度等を判断することが可能となったものであり、Y社が損害賠償額の確認をするために必要な期間は、上記医療記録等の到着から1か月(平成27年8月24日まで)が相当である、と主張した。

これに対しY社は、本件においては、①訴外での被害者請求を経ておらず、訴訟係属前における当事者間の交渉が皆無であったこと、②訴訟提起段階の証拠は交通事故証明書や診断書等のみであり、損害賠償額等の確認に必要な資料(医療記録、刑事事件記録、医学意見書等)はその後の訴訟進行に応じて取得されたものであること、③損害賠償額に関する大きな争点(後遺障害の有無・程度、労災保険給付により政府が代位取得した被害者請求権とXの被害者請求権の優劣)があり、最高裁判所の判断を経る必要があったという事情があったこと、これらを考慮すれば、本件における遅延損害金の起算日は、上告審判決が言い渡された平成30年9月27日と解すべきである、と主張した。

【判旨】

「第1審における意見書(乙5)の提出までの双方の主張及び書証(甲1～8、乙1～4。いずれも、平成27年7月24日までに、第1審被告においてアクセス可能となったものである。)に意見書(乙5)の記載内容を総合すると、第1審被告は、事故と因果関係のある休業日数や後遺障害の存在を争

自賠法 16 条 1 項の遅延損害金の起算日が争点とされた事案 (山下)

いつつも、裁判所が事故後症状固定日までの 13 か月余りの休業がやむを得なかったと判断すること (第 1 審原告の業務内容が荷物の積み卸しと貨物自動車の運転であったことに照らし、事故後 4 か月で復職可能という意見書の記載には無理があることは第 1 審被告も認識することができたものというべきである。) 及び後遺障害 12 級を認定する蓋然性が十分にあること、第 1 審原告を直接診断していない医師の意見書により素因減額を認定してもらうことは容易でないことを、意見書作成に必要な資料がそろってから数か月以内に認識することができたものというべきである。労災保険が認定した給付基礎日額が 1 万 6495 円であることは、訴状添付の証拠 (甲 4, 5) に記載があり、休業損害や逸失利益の算定の前提となる第 1 審原告の収入日額についての裁判所の認定額がこの額からさほど大きく外れない蓋然性が高いことは、予測できたものというべきである。通院 13 か月余りの傷害慰謝料及び後遺症 12 級の後遺障害慰謝料の標準額は、第 1 審被告はその業務上知っていたことが明らかである。以上によれば、平成 27 年 7 月 24 日から数か月以内に、本件請求に係る損害が差戻し前の控訴審判決が認定した 1500 万円余りに及ぶ蓋然性が高いことが、第 1 審被告に認識可能となったものということができる。そうすると、第 1 審被告は、そのころ、労災からの既払金 908 万 8745 円 (休業補償給付 410 万 7255 円、障害補償一時金 498 万 1490 円) を控除してもなお、自賠責保険の給付限度額 (傷害 120 万円、後遺障害 12 級 224 万円) を上回る損害が第 1 審原告に残っていたと判断される蓋然性が十分にあることを認識できたものというべきである。

意見書 (乙 5) の内容その他本件に顕れたすべての事情を総合すると、意見書の基礎となるべき資料が第 1 審で提出された日 (平成 27 年 7 月 24 日) から 4 か月で、前記の蓋然性を予測することが可能になったとみるのが、合理的である。以上の点を総合すれば、第 1 審被告において、事故及び賠償額の確認に要する調査をするために必要とされる合理的期間は、平成 27 年 11 月 24 日に満了したものというべきである。

なお、政府が代位取得した被害者請求権との優劣や遅延損害金の起算日の争点の検討や審理に要する期間は考慮に入れるべきではない。また、意見書(乙5)作成日付は、平成27年7月24日から約7か月後(平成28年2月23日)であるが、意見書の内容の概要を口頭説明により第1審被告が把握するのに7か月も必要であるとは考えられない。」

【検討】

1 本判決の意義

本判決は、自賠法16条1項請求における遅延損害金の起算点を巡り具体的な判断を下したものである。

2 自賠法16条の9の立法趣旨

自賠法16条の9は、保険法成立と共に設けられた規定である。それまでは自賠法において被害者直接請求権の履行期に関する規定は置かれていなかった²⁾。同条が設けられる以前において、判例は、被害者直接請求権の履行期に関しては、民法412条3項により保険会社が被害者からの請求を受けた時にはじめて履行遅滞に陥るものと解する³⁾。

自賠法16条1項の被害者直接請求に基づく支払は保険給付ではなく、保険給付の履行期を定める保険法21条の適用を受けないが、被害者直接請求権による損害てん補についても支払期限を明確にし、適切な支払を担保する必要があることから、本条が規定されたものと説明されている⁴⁾。そして、自賠法16条の9第1項において「当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間が経過するまで」

2) 国土交通省自動車局保障制度参事官室監修『新版 逐条解説 自動車損害賠償保障法』(ぎょうせい、2012年)151頁、北河隆之=中西茂=小賀野昌一=八島宏平『逐条解説自動車損害賠償保障法 [第2版]』(弘文堂、2017年)158頁〔八島宏平執筆〕。

3) 最1小判昭和61年10月9日判時1236号65頁、最2小判平成6年3月25日交民27巻2号283頁。

4) 国土交通省・前掲151頁、北河=中西=小賀野=八島・前掲158頁〔八島〕。

自賠法 16 条 1 項の遅延損害金の起算日が争点とされた事案（山下）

としている理由については、第 16 条による被害者直接請求権は、自動車事故の事実関係、損害の程度、因果関係の有無、過失割合等の確認を要する事由が必ずしも明らかにされないままに請求されることがあり、損害賠償額の支払確認を要する事由とこれに要する期間が事案ごとに異なるため、その履行期は、個別の事実関係に照らして、自動車事故の事実関係、損害の程度、因果関係の有無、過失割合等の確認に必要な期間経過後とされたものである、と説明されている⁵⁾。

3 訴訟上の自賠法 16 条 1 項請求における遅延損害金の起算点

自賠法 16 条の 3 は、自賠責保険金等の迅速かつ公平な支払を確保するために支払基準を規定する⁶⁾。この支払基準が裁判所を拘束するかが争われたもとして、第 1 審及び差戻前控訴審判決も引用する最 2 小判平成 18 年 3 月 30 日民集 60 卷 3 号 1243 頁⁷⁾（以下「平成 18 年最判」という。）は、当該支払基準につき「保険会社が訴訟外で保険金等を支払う場合に従うべき基準にすぎない」として「裁判所は、法 16 条の 3 第 1 項が規定すべき支払基準によることなく損害賠償額を算定して支払を命じることができる」とする。

本件の第 1 審は、「訴訟上の被害者請求では、裁判所が、支払基準によることなく、当事者の主張立証に基づき、個別的な事案ごとの損害賠償額を算定するのであるから」、として平成 18 年最判を引用した上で、「当該請求を受けた保険会社は、被害者請求訴訟の判決が確定しなければ、支払うべき損害賠償額を確認することができないことになる。」とし、「本判決が確定するまで被害者請求の履行期は到来せず、被告は遅滞の責任を負わないというべきであり、遅延損害金の起算日は、本判決確定の日である」とする。

差戻前控訴審も、同様に、平成 18 年最判を引用した上で、裁判所が損害

5) 国土交通省・前掲 151 頁，152 頁。

6) 国土交通省・前掲 133 頁。

7) 本件については、森義之「判解」最高裁判所判例解説 民事篇（平成 18 年度）461 頁等参照。

賠償額を決定するので、保険会社において判決が確定するまでは損害賠償額を確認することができないため、保険会社が訴訟を遅滞させるなどの特段の事情がない限り、訴訟上の被害者請求における自賠法16条の9第1項の必要な期間とは、判決が確定するまでの期間をいうものと解すべきである、とした。

これに対し、上告審判決は、自賠法16条の9第1項の趣旨は、民法412条3項の特則として、支払請求があった後、所要の調査に必要な期間が経過するまでは、その支払債務は遅滞に陥らないものとし、他方で、その調査によって確認すべき対象を最小限にとどめて、迅速な支払の要請にも配慮したものと解した上で、「自賠法16条の9第1項にいう『当該請求に係る自動車の運行による事故及び当該損害賠償額の確認をするために必要な期間』とは、保険会社において、被害者の損害賠償額の支払請求に係る事故及び当該損害賠償額の確認に要する調査をするために必要とされる合理的な期間をいうと解すべきであり、その期間については、事故又は損害賠償額に関して保険会社が取得した資料の内容及びその取得時期、損害賠償額についての争いの有無及びその内容、被害者と保険会社との間の交渉経過等の個々の事案における具体的事情を考慮して判断するのが相当である。」とし、「このことは、被害者が直接請求権を訴訟上行使した場合であっても異なるものではない。」として原審判決を破棄差し戻した。学説等においても、平成30年最判の立場を支持する見解が多数説である⁸⁾。

訴訟上の被害者請求における遅延損害金の起算点に関して、平成30年最判以前においては、控訴前原審を例に挙げる見解⁹⁾、自賠法16条の9制定に至る経緯から考え支払判断に必要な資料が訴訟に現れたときに遅滞に陥るとすべきであり、遅くとも口頭弁論終結時(の翌日)を起算点とすべき見

8) 植草・前掲(注1)106頁、松田・前掲(注1)60頁、土岐・前掲(注1)134頁、加藤・前掲(注1)106頁、根本・前掲(注1)76頁、山下(典)・前掲(注1)132頁。これに対し島・前掲(注1)26頁は、控訴前原審の判断枠組みの方が、「特段の事情」の解釈での検討ですむことから平成30年最判の立場に反対する。

9) 北河=中西=小賀野=八島・前掲161頁〔八島〕。

自賠法 16 条 1 項の遅延損害金の起算日が争点とされた事案 (山下)

解¹⁰⁾が示されていた。

保険法 21 条は保険給付の履行期を定める。自賠責保険契約に適用される自動車損害賠償責任保険普通約款 15 条は、保険法 21 条 1 項を受けて、約款で保険給付の履行期に関して具体的な定めを置いている。同約款 15 条 1 項では請求完了日からその日を含めて 30 日以内を原則として、同条 2 項各号で特別な照会や調査が必要な場合に、その種類・内容毎にさらに具体的な日数を定める。任意自動車保険契約に適用される約款においても、同様な内容で保険給付の履行期の定めを置く。任意自動車保険契約に適用される約款では自賠責保険契約に適用される約款とは異なり、約款上の被害者請求権においても履行期に関する約款条項を置いている。当該約款条項の内容は保険給付の履行期に係る約款条項とほぼ同様な内容となっている¹¹⁾。

X の主張は請求完了日から 30 日以内とする約款規定を根拠としているとも考えられる。

本判決は、裁判所に損害算定に必要な書類提出後 (請求完了日) から 4 ヶ月を経過した時点を起算点と判断している。約款上の直接請求権に基づく損害賠償金の支払いに関し、当該約款では、後遺障害の内容およびその程度を確認するための医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会の場合を請求完了日から 120 日と定めており、本判決での判示内容は、この約款規定と平仄を合わせたようにも考えられる¹²⁾。

平成 18 年最判の立場を前提として、裁判所が損害賠償額を算定して支払を命じることができることとするためには、算定に必要な証拠書類等が裁判所に提出される必要がある。その日が請求完了日と解されることになる。本件では、X の素因減額等の認定のため、医者による意見書作成のために

10) 藤村和夫他編『実務交通事故訴訟大系第 2 巻責任と保険』(ぎょうせい, 2017 年) 327 頁注 55 [松居英二執筆]。

11) 「自動車保険の解説」編集委員会『自動車保険の解説 2017』(保険毎日新聞社, 2017 年) 243 頁, 244 頁, 山下典孝「判批」判時 2374 号 153 頁 (2018 年) 参照。

12) 山下 (典) 前掲 (注 1) 132 頁, 島・前掲 (注 1) 27 頁 (注 26)。

必要とされる書類等が裁判所に提出された平成27年7月24日を当該日と認定している。

支払判断に必要な資料が裁判所に提出されたときに履行に陥るとする考え方では、本件のように、訴外でまったくY社に何らの請求も行っていないような事案においては、自賠法16条の9の立法趣旨から考えて採用することは困難である。

本件では、裁判所に提出された資料等に基づきXを直接診断していない医師の意見書により素因減額を認定してもらうことは容易でないこと等を理由に、Xの主張する原則30日以内にも該当しないものと判断したと考えられる。他方、本判決は、「政府が代位取得した被害者請求権との優劣や遅延損害金の起算日の争点の検討や審理に要する期間は考慮に入れるべきではない。」としてY社の主張も否定する。損害賠償額の算定に必要な要素には含まれない事項であることから異論はない。

任意自動車保険ではあるが約款上の被害者直接請求権における損害賠償請求権の履行期を具体的に定めており、そこでは、請求完了日から120日と定めており、この定めがありながら、医者の意見書が提出されるまでは、その期間を経過しても履行期が到来しないという主張は受け入れることが難しいと思われる。自賠法16条の9第1項所定の「必要な期間」を判断する上で、合理的な期間として約款上の被害者直接請求権における履行期の規定が参考とされたものとも考えることもできる¹³⁾。

本件の場合には、訴訟が提起されるまでは何らの請求もなされていないという事情もあることから、私見は、裁判所に損害算定に必要な書類提出後(請求完了日)から4ヶ月を経過した時から遅延損害金の起算点と判断した本判決の立場を支持する。

13) なお、保険法21条1項の「相当な期間」と同条2項の「必要な期間」との相違については、萩本修「保険法現代化の概要」落合誠一＝山下典孝編『別冊金融・商事判例 新しい保険法の理論と実務』(経済法令研究会, 2008年)18頁, 山下典孝編『スタンダード商法Ⅲ保険法』(法律文化社, 2019年)87-88頁〔中村信男執筆〕参照。